

この資料は、アーカイブ（総括編）の記述内容
の案のうち、一部を抜粋したサンプルです。

内容はすべて現時点での案であり、今後の協議
により追記・変更していきます。

資料 5

アーカイブ（総括編）

※タイトルは今後協議して決定します。



令和 年（ 年） 月
旧 R D 最終処分場問題連絡協議会

目 次

目 次

はじめに

第1章 はじめに

(1) アーカイブ作成の趣旨

(2) RD問題の経過（概要）

網掛け部分が、今回記述内容の案をお示しする部分です。（一部作成中の部分もあります）

第1部 事実関係の整理

第2章 RD問題の発生

(1) 旧処分場設置前の状況

【コラム】高度経済成長と産業廃棄物

(2) 旧処分場の設置と設置後の推移

(3) 旧処分場での不適正処理（概要）

(4) 不適正処理による生活環境保全上の支障等の発生

第3章 不適正処理および県の対応の経過（処分場の設置から旧RD社の破産手続開始まで）

(1) 処分場の設置届出から硫化水素ガス発生前まで

（昭和54年（1979年）11月～平成11年（1999年）10月）

(2) 硫化水素ガス発生から4項目の改善命令前まで

（平成11年（1999年）10月11日～平成13年（2001年）12月25日）

(3) 4項目の改善命令から旧RD社の破産まで

（平成13年（2001年）12月26日～平成18年（2006年）6月8日）

第4章 県の対応の経過（旧RD社の破産手続開始から二次対策工事の実施合意まで）

(1) 旧RD最終処分場問題対策委員会（平成18年12月～平成20年3月）

(2) 「原位置浄化策」の提示から予算計上見送りに至るまで

（平成20年（2008年）5月～平成21年（2009年）2月）

(3) 話し合いの継続と緊急対策工事の実施（平成21年2月～平成22年8月）

(4) 旧RD最終処分場有害物調査検討委員会（平成22年10月～平成24年9月）

(5) 話し合いの継続と一次対策工事・二次対策工事への合意、一次対策工事の実施

（平成22年（2010年）8月～平成24年（2012年）10月）

第5章 県の対応の経過（二次対策工事の実施合意以降）

(1) 二次対策工事に係る合意

(2) 連絡協議会の設置

(3) 連絡協議会での話し合い

第6章 栗東市（町）の対応の経過

第2部 振り返り

第7章 第三者委員会による行政対応の総括と再発防止・責任追及に係る県の取組

(1) 行政対応検証委員会での検証

(2) 行政対応追加検証委員会での検証

サンプル

(3) 再発防止に向けた県の取組

(4) 責任追及

第8章 RD問題を振り返って

(1) RD問題全体について

① 住民の視点

② 行政の視点（県の視点）

（全国的な廃棄物行政の視点）

(2) 県の対応について

① 住民から見た県の対応

② 県から見た県の対応

③ RD問題の県政への教訓

④ 今後なされるべきこと

(3) 連絡協議会・地域社会としての取組について

第3部 未来に向けて

第9章 未来に向けた取組

(1) 行政の改善

(2) 地域社会の動き

(3) 今後の取組

① 旧処分場の安全性の確保に向けた取組

② 跡地利用

(4) 未来世代に向けた取組

(5) 住民代表・栗東市長・知事等からのメッセージ

巻末付録

第10章 巻末資料集

(1) RD問題関係年表（詳細）

(2) 用語の解説

(3) 空中写真

はじめに

第1章 はじめに

(1) アーカイブ作成の趣旨

このアーカイブは、旧R D最終処分場問題について、住民と県・市がともに事実関係の整理やこれまでの対応の振り返りを行い、記録として取りまとめるとともに、再発防止につなげることを目的として作成したものです。

旧R D最終処分場問題とは、旧アール・ディエンジニアリング社（平成26年（2014年）に破産・消滅。以下「旧R D社」といいます。）が栗東市小野地先に設置した産業廃棄物の安定型最終処分場（以下「旧処分場」といいます。）において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」といいます。）に定める産業廃棄物の処理基準に違反して、許可品目以外の廃棄物の埋立処分や処分場内を深掘りして許可容量を超える廃棄物を埋め立てる等の不適正処分を行い、高濃度の硫化水素の発生、地下水の汚染等、周辺住民の生活環境保全上の支障およびそのおそれ（以下「生活環境保全上の支障等」といいます。）が発生したものです。

旧処分場では、平成11年（1999年）10月に処分場東側の排水溝で高濃度の硫化水素ガスが検出されるとともに、汚染された浸透水による地下水汚染等が問題となりました。県は改善命令を発し、旧R D社に是正工事を完了させましたが、その後、違法なドラム缶等の埋立てが発覚しました。

県はこれらの除去および適正処理を含む措置命令を発しましたが、この措置命令は履行されないまま、平成18年（2006年）6月に旧R D社の破産手続の開始が決定され、同社による対応が見込めなくなりました。そこで、周辺地下水の汚染その他の生活環境保全上の支障等を除去するため、県が行政代執行により対策を講ずることとなりました。

県では、周辺自治会と協定を締結し、また特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（平成15年法律第98号。以下「産廃特措法」といいます。）に基づく国の財政措置を受けて、平成24年（2012年）に地下水汚染の拡散防止を目的とした一次対策工事に着手し、平成25年（2013年）には一次対策工事を完了したうえで原因廃棄物等の掘削除去や底面粘土層の修復と側面に露出した地下水帯水層の遮水等を含む二次対策工事を実施し、令和2年度（2020年度）末に工事を完了しました。

旧R D最終処分場問題においては、初期段階から何度も周辺住民が県に通報や苦情を寄せていたにもかかわらず、県の対応が十分でなく、県と周辺住民がしっかりと連携して取り組むことができなかった経過があります。また、県が対策工法を検討するに当たっても、周辺住民とのコミュニケーションが十分ではありませんでした。

こうした経緯を経て、周辺自治会・栗東市・滋賀県では平成25年（2013年）に旧R D最終処分場問題連絡協議会を設置し、二次対策工事の具体的方法等について情報を共有して意見を交換してきました。また、令和2年度（2020年度）からは、このアーカイブの作成に向けて、旧R D最終処分場問題についての事実関係の整理やこれまでの対応の振り返りを行ってきました。

このアーカイブの作成を機に、旧R D社を十分指導監督できなかった県の組織としての対応の不十分さや、県と地元との連携を密にした対応が不十分であったことを改めて反省するとともに、県・市・住

サンプル

民それぞれが旧ＲＤ最終処分場問題の教訓を後世に伝えることにより、同様の事案の再発防止につながることを期待します。

令和 年（ 年） 月 旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会

(2) ＲＤ問題の経過（概要）

昭和 54 年（1979 年）12 月	旧ＲＤ社が旧処分場における産業廃棄物の最終処分業について県から許可を取得
平成 10 年（1998 年）5 月	旧ＲＤ社が旧処分場における産業廃棄物の最終処分業を廃止
平成 11 年（1999 年）10 月	旧処分場内（排水管）で硫化水素（50ppm）を検出
平成 12 年（2000 年）7 月	旧処分場内（地下 2 m の地点）で硫化水素（22,000ppm）を検出
平成 18 年（2006 年）2 月	県が旧ＲＤ社に支障等の除去に係る措置命令を発出
平成 18 年（2006 年）6 月	旧ＲＤ社の破産手続開始（平成 26 年（2014 年）3 月に法人格消滅）
平成 22 年（2010 年）1 月	県が緊急対策に着手（同年 8 月に完了）
平成 23 年（2011 年）11 月	地元自治会と県が一次対策工事に係る協定を締結
平成 24 年（2012 年）6 月	県が産廃特措法に基づき環境大臣の同意を得て実施計画を策定
平成 24 年（2012 年）8 月	県が一次対策に着手（翌年 3 月に完了）
平成 24 年（2012 年）10 月	地元自治会と県が二次対策工事に係る協定を締結
平成 25 年（2013 年）5 月	第 1 回旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会を開催 （以後、令和 4 年（2022 年）6 月までに 41 回開催）
平成 25 年（2013 年）12 月	県が二次対策に着手（令和 3 年（2021 年）2 月に工事が完了）
令和 5 年（2023 年）3 月 （予定）	県による二次対策が完了（以後もモニタリング等を継続）



図1－1 処分場位置図



図1－2 処分場全景（平成22年航空写真）

第1部 事実関係の整理

第2章 RD問題の発生

(1) 旧処分場設置前の状況

作成中

【コラム】高度経済成長と産業廃棄物

作成中

(2) 旧処分場の設置と設置後の推移

① 当時の社会情勢

作成中

② 旧RD社の事業内容の推移

旧RD社に係る産業廃棄物処理業等の許可の経緯は次のとおりである。

なお、旧RD社の社名は平成元年（1989年）7月14日の変更まで「佐野産業株式会社」であったが、本アーカイブでは、法人化前および社名変更前を含めて「旧RD社」と記載している。

表1-1 産業廃棄物処理業等の許可の経緯

年 月 日	収集運搬業	処分業（中間処理）	処分業（埋立処分）	処理施設（中間処理）	処理施設（最終処分）
昭和54年 (1979年) 12月26日			新規許可 (相手方：個人) 〔安定型埋立〕 がれき類		

サンプル

年 月 日	収集運搬業	処分業（中間処理）	処分業（埋立処分）	処理施設（中間処理）	処理施設（最終処分）
昭和55年 (1980年) 3月1日					設置届受理（個人） 面積:9,781㎡ 容量:60,242㎡
【サンプルであるため中略】					
平成18年 (2006年) 3月16日	廃止届受理 〔産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く）に係る廃止〕				
平成18年 (2006年) 3月31日		廃止届受理 〔産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く）に係る廃止〕			

(3) 旧処分場での不適正処理（概要）

作成中

【写真】 違法に埋め立てられていたドラム缶および木くず



ドラム缶



木くず

(4) 不適正処理による生活環境保全上の支障等の発生

作成中

第3章 不適正処理および県の対応の経過 (処分場の設置から旧R D社の破産手続開始まで)

(1) 処分場の設置から硫化水素の発生まで

(昭和54年(1979年)12月26日～平成11年(1999年)10月10日)

① 処分場の設置許可(昭和54年～)

旧R D社元代表取締役(個人)は、昭和54年(1979年)11月12日付けで処分場(面積9,781㎡、容量60,242㎡)の設置届出を行い、県は、昭和55年(1980年)3月1日付けでこれを受理した。また、佐野産業株式会社の設立に伴い、昭和57年(1982年)6月24日付けで法人としての産業廃棄物処理施設(最終処分場:面積9,781㎡、容量30,712㎡)の設置届出および個人としての産業廃棄物処理施設の廃止届出を行い、県は同年7月13日付けでこれを受理した。

産業廃棄物処理業については、昭和54年(1979年)11月12日付けで個人としての産業廃棄物処理業(最終処分)の許可申請を行い、県は同年12月26日付けでこれを許可した。また、佐野産業株式会社の設立に伴い、昭和57年(1982年)6月23日付けで産業廃棄物処理業(収集運搬・最終処分)の許可申請および個人としての産業廃棄物処理業の廃止届出を行い、県は同年7月13日付けで産業廃棄物処理業(収集運搬・最終処分)の許可を行い、個人としての産業廃棄物処理業の廃止届を受理した。なお、最終処分の許可品目は、工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物、ガラスくずおよび陶磁器くず、ゴムくず、廃プラスチック類の4品目である。

その後の許可内容等の推移は、第2章(6ページ)の表のとおりである。

② 許可区域外での掘削・埋立てに係る対応(平成3年～平成4年)

平成3年(1991年)9月11日、県工業技術センターより、同センターと旧R D社との間の土地で掘削が行われているとの連絡があり、旧R D社に確認すると信楽焼の陶土を採取していると回答があった。

同年11月2日、地元住民より先の掘削地で廃棄物を埋め立てているとの通報があり、旧R D社に確認すると、当該掘削地は許可区域内であると主張するも、計画図面より許可区域外であることが判明し、県は行為の中止を指導した。

同年12月3日、地元住民より、先の掘削地とは別の場所で掘削が行われているとの通報があり、県が立入りを行くと、北尾団地側に深さ約15mの規模で掘削工事が進められているのを確認した。旧R D社は、許可区域内における延長工事の一環であり、仮に一部許可区域外にかかっていたとしても、産業廃棄物処理施設の軽微変更(処理能力の10%以内の変更)に当たり、変更届出も不要であると主張し、これに対して県は正式に測量を実施して図面を作成し、提出するよう指導した。その後、地元住民からの通報により2度にわたり、当該掘削地において廃棄物が埋め立てられている事実を確認し、中止するよう指導を行った。また、同年12月18日の立入調査では、明らかに許可区域外と思われる部分に廃棄物を投棄していることや、廃プラスチックや廃溶剤が野積みされていることを確認した。

その後、測量の結果から、当該掘削地は全て許可区域外であることが判明し、県は旧R D社との協議の中で廃棄物の撤去と良質土での埋め戻しを指導し、併せて文書指導も行うこととした。しかし、平成

4年（1992年）1月13日に地元住民より再度旧RD社が残土と称して廃プラスチックを混在して埋め戻しているとの通報があった。

県は、同年2月1日付けで旧RD社に対し文書指導を行い、4項目の改善を指導した。これに対して、旧RD社から同年2月18日に是正計画書が提出され、県は同年2月25日付けでこれを受理し、旧RD社に通知した。なお、この通知において、県は是正完了後の完了報告書の提出と県による完了検査の受検を指導しているが、現存する書類からは、完了報告書の提出および完了検査の実施の有無については不明である。

③ 第2処分場の設置許可等（平成6年9月29日）

旧RD社は、従来の処分場に隣接して新たな処分場（第2処分場）を設置することを計画し、平成5年（1993年）9月3日付けで産業廃棄物処理施設設置許可事前審査願および産業廃棄物処理業変更届を草津保健所に提出し、同所は当該書類を同年9月9日付けで県庁環境整備課に進達し、同課は同月10日付けでこれを収受した。

県は、申請書類の内容を事前審査の上、平成6年（1994年）9月8日付けで産業廃棄物処理施設設置許可申請書を正式に受付し、本件許可申請が廃棄物処理法第15条第2項各号に規定する許可の基準に適合しているものとして、同年9月29日付けで設置を許可するとともに、同日付けで産業廃棄物処理業変更届を受理した。

その後、平成7年（1995年）4月21日付けで旧RD社から産業廃棄物処理施設使用前検査申請書が提出され、同月27日に県は廃棄物処理法第15条第3項の規定による使用前検査を実施し、検査の結果、同法第15条第2項第1号の技術上の基準に適合しているとして、同日付けで産業廃棄物処理施設使用前検査結果通知書を草津保健所を経由して旧RD社に交付した。

④ ばい煙・ばいじんに係る検査・指導（平成6年～平成7年）

平成6年頃から平成7年頃にかけて、旧RD社の焼却施設から発生したばい煙、ばい塵に対して住民からの苦情が頻発した。個別の事実と県の対応は以下の通りである。

ア 平成6年7月13日、地元住民より旧RD社の焼却施設から黒煙が出ているとの苦情があり、県は同日旧RD社に立入りをを行い、指導を行うとともに顛末書の提出を求めた。同年9月27日に旧RD社より顛末書が提出された。

イ 平成6年10月17日、県工業技術センターより、悪臭とばい塵の飛散が多いとの連絡があった。県は同月19日に旧RD社に立ち入り、焼却施設の更新を含め、焼却物が完全燃焼するような対策を講じ、報告するよう指導した。同年11月9日、旧RD社より報告があった。

ウ 平成7年5月10日、地元住民より、ばい塵飛散の苦情があり、県は同日苦情主の元へ出向き、現場確認を行うとともに、原因と思われる旧RD社に立入りを行った。旧RD社によると「特に焼却施設に異常はない」とのことであったが、調査の上、原因があれば対策を報告するよう指導した。同月19日、旧RD社より原因と改善策についての報告書が提出された。

エ 平成7年6月5日、地元住民より、ばい塵飛散の再苦情があり、県は同日苦情主の元へ出向き、現場確認を行った結果、ばい塵ではなく焼却灰の飛散である可能性が判明した。その後、旧RD社に立入りをを行い焼却灰の飛散した原因を調査し、その結果を報告するよう指導した。同月19日、旧RD社

より報告書が提出された。

オ 平成7年7月14日、地元住民より、ばい塵飛散の苦情があり、県は同日、現場確認を行うとともに、旧RD社に立入りをを行い、焼却施設等全体の徹底的な見直しや報告書の提出等を指導した。同年9月13日、旧RD社より報告書が提出された。

⑤ 不適正保管産業廃棄物に対する対応（平成7年5月～平成8年9月）

旧RD社は、平成5年頃から産業廃棄物の不適正保管を行っており、県の口頭による指導にもかかわらず、改善は行われなかった。

平成6年には、旧RD社は、木くず約6,000 m³を処分場内に仮置きするとともに、第2処分場の設置許可を得ることを前提として産業廃棄物を受け入れており、その受け入れた産業廃棄物が山積みされていた。これらの不適正保管に対し、旧RD社は同年9月30日に顛末書を提出し、併せて同年12月までに木くずを処理し、山積みの産業廃棄物約20,000 m³についてはリサイクルのための選別後、残る10,000 m³を第2処分場で処分することを内容とする改善計画を提出したが、是正は行われなかった。

平成7年になって、産業廃棄物の排出事業者より、旧RD社の廃棄物の山積状態について指摘があり、県は改めて指導を行った。不適正保管の産業廃棄物は、木くず約5,000 m³、廃プラスチック約3,000 m³、残土系廃棄物約100,000 m³であり、同年5月24日に旧RD社から同年8月までに、木くずおよび廃プラスチックについては全量処理し、残土系廃棄物はその半分を処理することを内容とした是正計画が提出され、県も今回の是正計画を実施しない場合は行政処分も考えている旨を旧RD社に伝え、本件是正計画を受理し、旧RD社は同年5月から8月までの間、各月末現在の是正計画の実施状況を県に報告した。

平成7年9月13日、旧RD社より本件是正計画の完了報告があり、県は同年9月25日に現地確認を行い是正を確認した。併せて、旧RD社より残りの残土系廃棄物についての処理計画が提出された。

その後、県は平成8年5月頃まで継続して指導を行ったが、残り50%の残土系廃棄物の不適正保管は改善されず、また、同年4月30日および5月15日には不適正保管との関係は必ずしも明らかではないが、廃プラスチック集積場所にて火災が発生した。

⑥ 産業廃棄物処理業の更新許可（平成8年9月7日）

旧RD社は、平成8年9月6日に産業廃棄物処理業の許可期限が到来することから、同年8月21日に産業廃棄物処理業許可更新事前審査願を草津保健所に提出した。草津保健所は同月22日に当該事前審査願を県庁環境整備課に進達し、同課は同日これを収受した。その後、環境整備課において、申請書類の内容を事前審査するとともに、同年8月30日には許可更新に伴う立入検査が行われ、その結果、更新を認めることとする方針とされた。なお、同日の立入検査時においては、前記の産業廃棄物の不適正保管について、山積み状態は解消されていた。

平成8年9月4日付けで正式に産業廃棄物処理業許可申請書が受付され、県は廃棄物処理法第14条第3項各号の許可基準に適合しているものとして、平成9年9月7日に更新許可をした。

⑦ 最終処分業の廃止の指導（平成10年5月27日）

県は、立入検査により許可容量を超過した埋立てを確認したことから、旧RD社に対し最終処分業の

廃止を指導した。同日、旧RD社は業の廃止の届出をした。

⑧ 改善命令の発動（1回目）（平成10年6月）

平成10年6月2日、県は、旧RD社に対して許可区域を越えて産業廃棄物が処分され、法面が計画勾配を超え、産業廃棄物の飛散、流出の危険があり、産業廃棄物処理施設の維持管理基準違反にあたるとして、廃棄物処理法第15条の3に基づき、維持管理基準に適合するように改善を行うこと、同月8日までに是正計画書を提出し、承認を得ることを内容とする改善命令を行った。同日、旧RD社は産業廃棄物の超過分の一部を外部へ搬出すること、法面勾配の是正を行うこと等を内容とする是正計画書を提出した。

また、同日付で、産業廃棄物処理施設の変更許可を受けずに埋立面積および容量を超過したことは遺憾であるとして、改善計画書の提出を求める文書指導を行った。

平成10年11月11日、県が栗東町（当時）と共に旧RD社に立入りをに行った際に、第2処分場を30m×50m×深さ20mにわたり、掘削していた（深掘り）ことが判明し、県は産業廃棄物で埋め戻さないように指示した。

その後、当初の是正計画にはなかったこの掘削について、旧RD社から当初是正計画の変更という形で申し入れがあり、県はこの是正計画の変更を認めることとしたが、同年12月1日には旧RD社より、県の指導に反して深掘箇所には産業廃棄物を投入していたこと、先の当初是正計画の変更の申し入れに係る報告書は虚偽の内容であったこと等の報告があった。

この一連の行為に対し、県は同年12月16日に『産業廃棄物処理施設の改善について』と題した文書を旧RD社に送付し改善を指導するとともに、今後不誠実な行為があった場合には、産業廃棄物処理業の許可取消しを含む行政処分を行う旨を伝え、これに対し同月21日には旧RD社から誓約書が提出された。

また、同月17日には、県は深掘箇所の産業廃棄物の搬出および掘削の確認を、同月25日には栗東町立会のもと、深掘箇所の良土による埋め戻しを確認した。

⑨ 産業廃棄物処理施設の変更許可等（平成10年6月～7月）

旧RD社は、平成10年6月3日付けで第1処分場および第2処分場の面積および容量拡大に係る産業廃棄物処理施設変更許可事前審査願を、同月4日付けでガス化溶融炉の新規設置に係る産業廃棄物処理施設設置許可事前審査願をそれぞれ草津県事務所に提出した。草津県事務所は、同日、これらの事前審査願を県庁環境整備課に進達し、同課は同日これらを収受した。

その後、環境整備課において事前審査を行った後、同月12日付けで正式にこれらの許可申請書が受付され、県はそれぞれ廃棄物処理法第15条第2項各号の許可基準に適合しているものとして、平成10年7月3日に第1処分場および第2処分場については変更許可を、ガス化溶融炉については設置の許可を行った。

なお、変更許可後の第1処分場の面積は35,384㎡（変更前23,386㎡）、容量は292,943㎡（変更前183,150㎡）、第2処分場の面積は9,276㎡（変更前8,652㎡）、容量は122,437㎡（変更前59,550㎡）の増加となり、変更前に比べると合計では面積で12,622㎡、容量で172,680㎡の増加となっている。

サンプル

- (2) 硫化水素ガス発生から4項目の改善命令前まで
(平成11年(1999年)10月11日～平成13年(2001年)12月25日)

作成中

- (3) 4項目の改善命令から旧RD社の破産まで(平成13年(2001年)12月26日～平成18年(2006年)6月8日)

作成中

第4章 ↳ 第6章

作成中

第2部 振り返り

第7章 第三者委員会による行政対応の総括と再発防止・責任追及に係る県の実組

(1) 行政対応検証委員会での検証

① 行政対応検証委員会の概要

作成中



検証委員会の様子

② 検証の結果

行政対応検証委員会による検証の結果（評価）は次のとおりであった。

【県の対応に対する総合的な評価】

(1) 処分場の立地の特性についての認識

本件処分場は、栗東市小野地区の丘陵地に旧RD社により設置し、拡張されてきたもので、一般的に集落から離れた山林や原野等の設置とは異なり、新興住宅団地が隣接し、既存集落からも比較的近いところにある。

このため、県は、処分場周辺の住民からばい煙等の苦情があれば真摯に受け止めるとともに、近隣住宅地への生活環境上の支障が生じないように、保全への配慮が通常以上に必要な処分場であり、RD社に対する指導監督については厳しく対応すべきであるとの認識を持つべきであった。

(2) 事業者に対する認識

当時、旧RD社については県の許可後、法人格を取得し、前向きに事業に取り組む姿勢を持っ

ており、他業者と比べて比較的問題の少ない事業者という認識をしていたことが、職員ヒアリングで明らかになっている。これは、周辺住民からのばい煙やばい塵、悪臭に対する苦情があったり、違反行為はあったものの、県の行政指導には応じていることから、当時はまだ旧RD社が悪質であるとの認識は持っていなかった。

しかし、その後、住民からの批判があるように、不適正保管の問題のあった平成7年から8年以降は、旧RD社に対して厳しい認識を持ち、対応する姿勢を見直すべき時期に来ていたにもかかわらず、これまでどおりの対応が続けられていたことは、RD社に対する県の認識は甘いと言わざるを得ず、またこの問題が大きくなった一因ともなったのではないかと。

一方、最終処分場は受入量が多ければ多いほど経済的利益が大きくなり、県の使用前検査を済ませた後、許可時の底面より深掘りし、許可容量を超える廃棄物の持ち込みが行われやすいことから、県としては、旧RD社に対して指導監督を行うなど厳しい姿勢で臨むべきものであるとの認識を持つべきであった。

さらに、旧RD社は、産業廃棄物最終処分業の許可だけでなく、収集運搬業や中間処理業（焼却）、特別管理産業廃棄物処分業の許可をそれぞれ取得し、以降、その許可品目を拡大しながら、同一場所で、廃プラスチック、ガラスくず等の安定型許可品目以外の汚泥、廃油、廃アルカリ、木くずなど多様な産業廃棄物の収集運搬や中間処理を取り扱うことになることから、最終処分場に許可品目以外の産業廃棄物が埋め立てられる可能性は高くなると思われ、こうした認識に立って、県は指導監督する必要があるのではないかと。

(3) 指導監督権限の行使の妥当性

都道府県知事は、廃棄物処理法上の監督権限として報告の徴収、立入検査、改善命令、措置命令および許可の取消しの権限を付与されている。また、法的効果はないものの、廃棄物処理法上の監督権限を背景として、適宜必要な行政指導を行うことも可能である。

県は、現状把握の手段として任意の行政指導としての報告をたびたび旧RD社に求めているが、報告拒否および虚偽報告について罰則が適用される同法第18条に基づく報告の徴収については、平成12年に硫化水素ガス発生に伴い、処分場の埋立廃棄物を確認するために実施されるまでその権限が行使されることはなかった。しかし、旧RD社の現状を的確に把握し、監視するため、任意の報告徴収にとどまらず、積極的に法に基づく報告徴収を求めるべきであった。

また、立入検査については、県が定期的な立入検査を行っていたかは、必ずしも明らかではないが、定期的に旧RD社に立入検査を行い、処分場の残余容量の確認その他廃棄物処理法の遵守状況を確認し、記録を残すなどの対応が必要であったのではないかと。

一方、行政指導は、一般的に行政処分比べ、問題に対し迅速かつ柔軟に対応することが可能であることから、多用されている手段であり、産業廃棄物行政においても、環境省通知『行政処分の指針について』（前掲）に「行政指導を継続し、法的効果を伴う行政処分を講じない場合も見受けられる」との指摘がなされていることや、旧RD社に対して最初の行政処分である改善命令が発動された平成10年度における全国の産業廃棄物処理業者に対する行政処分は74件、産業廃棄物処理施設に対する行政処分は40件（旧厚生省「産業廃棄物処理施設の設置、産業廃棄物処理業の許可等に関する状況（平成10年度実績）」について）であったことから、全国的にも

違反行為への対応が行政指導により行われていたケースが多いことが窺える。

旧RD社については、長年にわたり、種々の廃棄物処理法違反の行為が確認されているが、平成10年6月の改善命令の発動まで、一度も行政処分は行われておらず、この改善命令も同年5月の埋立終了後に行われたものであって、それまで違反行為の是正については行政指導の継続により対応している。このことについては、前記の通り当時は行政指導による対応が全国的な傾向であったこと、国は、旧厚生省通知『産業廃棄物に関する立入検査及び指導の強化について』（前掲）において、必要な場合は積極的に行政処分を行うことを指導していたが、一方で具体的な処分基準を示していなかったこと、産業廃棄物処理業や産業廃棄物処理施設の許可とは異なり、行政処分の要件の認定やその発動には一定の裁量があること等、一定考慮すべき事情もあるとはいうものの、県は行政処分に消極的であったのではないかと考えられる。

県の個別の対応に対する評価の際に述べたとおり、旧RD社は違反行為を繰り返してきており、また、県の行政指導に従わないこともあった。これまでの旧RD社に対する指導記録等や対応方針が整備されて、もっと早期の段階で改善命令や業務停止命令を発動していれば、その後の旧RD社の姿勢が変わった可能性もあり、行政処分権限をより適切なタイミングで行使しなかったことが結果として事態を悪化させる一つの要因となったことは否めない。

このような県の対応が、旧RD社に対し、違反をしても、県の指導にある程度対応しておけば大丈夫だという誤った認識を植え付けてしまったとも考えられる。

(4) 住民等との連携

旧RD社によるばい煙やばい塵、悪臭等の苦情やガス化溶融炉の導入問題に対する県の対応が十分でなく、住民と県との間に信頼関係が崩れたことにより、本来の地元で被害を受けた住民と権限を行使できる県が力を合わせて、旧RD社に対してその対応を求めていく形態から、いつしか、旧RD社への指導を強く県に求める住民と、旧RD社に対しては法令等の範囲内での指導監督しかできないとする県との間で溝が生じてしまい、連携による旧RD社への監視等の機能が十分働かなくなり、問題のスムーズな解決が難しくなってしまった。

このような状況にあって、少しでも問題を解消するためには、県が、この処分場は、住民が近接して生活しているため、生活環境の保全の必要性が高く、処分場の影響も受けやすいという立地の特性を認識し、旧RD社に対して旧RD社自身の住民に対する説明責任を果たすように指導するとともに、県としても情報公開を積極的に行い、県の対応等について説明責任を果たすことが重要であった。その上で、処分場の動きや地域のことは、地元住民が最も分かっていることから、地域から苦情や情報を行政対応に活かすという認識に立って、住民からの情報等をもっと真摯に受け止めるとともに、収集した情報の内容を十分検討する姿勢が必要であったのではないかと考えられる。

また、県は栗東市と、硫化水素ガス発生後、地下水等のモニタリング調査での監視活動の分担や、住民説明会の合同実施等の連携を行っており、平成18年3月には、定期的な会議として、RD問題対策県・市連絡協議会を設置するが、密接な連携を図るために、このような意見交換の場をもっと早い時期に設置してもよかったのではないかと考えられる。

(5) 県の組織体制と内部対応

ア 廃棄物行政の体制

平成元年度から平成8年度までは、本庁の廃棄物担当課では、平成5年度に不法投棄班が別に設置されているが、産業廃棄物担当は、5名しか配置されておらず、当時、本庁が行っていた許可件数からみると、平成5年度以降は平成元年度の2倍以上となっていた。質、量ともに、膨大な廃棄物行政の事務を少ない人員でこなすなかで、ようやく平成9年度以降本庁では少しずつ増員され、また、平成13年度には、設置された各地域振興局に許可事務が本庁から移管され、体制の充実が図られるなど、行革の中であって、一定の対応がされているものの、それまでについては、当時の人員で本件事案の処分場の監視等の対応は十分でなく、必要な人員の確保に努めるべきであった。

イ 組織内の対応

最終処分場問題は、長期間にわたっていることから、既に保存期間満了により廃棄されたものも多く、関係書類が現存しないことは必ずしも問題となるわけではないものの、保存期間の到来していない平成9年度の書類については、ほとんど保管されていないなど、書類の保管状況が十分とは言いがたく、それまでの具体的な経緯が分からなくなり、その後の指導監督にも支障をきたすおそれもある。また、旧RD社に対して行政指導を行った記録は多数確認されたが、最終的にその指導結果について是正や改善を確認した旨の記録がない事例も散見された。このことから、人事異動等により担当者が交代した際の継続的な指導監督に支障をきたすおそれがあった。このように、旧RD社に対する指導や改善等の記録の作成、整理、適正な保管等の情報の共有化や引継ぎが十分でなく、また、検査指導対応マニュアルの整備が十分でなく、この状況では、旧RD社に対する過去の経過を踏まえたきめ細かい継続的な指導監督対応が十分できないのは明らかであり、事務処理の整備面で、十分な対応がなされていなかった。

ウ 県の対応に係る基本的な考え方

県は、必要な都度、調査や行政指導、行政処分を行い、RD社に是正させるなどして、一つひとつの問題に精一杯、着実に対応していくことを基本的な姿勢としていた。

平成12年には、硫化水素ガスや有害物質による住民不安を解消し、住民の安全を確保するために、処分場の実態解明と有害物の除去など適正な処理を求める請願が、県議会で採択された。このため、県は予備費で、地下水等委託調査および掘削委託調査を実施し、調査委員会による硫化水素発生原因調査も行われ、また、改善命令に基づき旧RD社により改善対策が進められたが、請願にある処分場全体の全容解明や有害物質の適正な処理までには至っていない。

結果として、旧RD社が破産して、問題が残され、県として対策を講じなければならなくなっていることを考えると、原因者に経費を負担させ、違法行為を改善させるということを基本原則としつつも、一つひとつの問題に対応するだけでは、必ずしも処分場の全容解明を含めた抜本的解決には至らないことを認識した上で、問題を長期化させないというような対応を検討すべきであったのではなかったか。

【結論】

以上のとおり、RD最終処分場問題については、周辺地域に生活環境上の支障が生じたことの責任は、旧RD社にあることはいうまでもないが、県のこれまでの行政対応を検証すると、次のような点に問題があったと考えられる。

住宅地に隣接していることから、生活環境上の支障への配慮が必要な処分場であるという特性の認識が十分持たれず、住民からの苦情等への対応が十分でなく、信頼関係が構築できなかった。また、旧RD社が行政指導に従っていたことから、比較的問題の少ない事業者という認識が持ち続けられ、県は旧RD社に対して基本的な認識が甘かった。また、県の組織体制として、人員増が行われた平成9年度頃より以前は、膨大な廃棄物行政の事務を抱えながら、人員の確保が十分ではなく、また、旧RD社に対する報告徴収や立入検査など監視が行き届かず、より適切なタイミングで指導監督権限を行使しなかったことが事態を悪化させる一つの要因となった。

このように、RD最終処分場問題では、県の組織としての対応が十分であったとはいえず、旧RD社による違反行為を抑止できないままに、この問題を大きくかつ長期化させる結果となった。

ゆえに、旧RD社を十分指導監督できなかった県の組織としての対応の不十分さもその遠因の一つとなっており、県に行政上の責任があることは否めない。このため、このようなことが二度と起こらないよう、県は、指導監督体制の強化等の再発防止に努める責任がある。

第8章

）

第9章

作成中

第10章 巻末資料集

(1) RD問題関係年表（詳細）

作成中

(2) 用語の解説

作成中

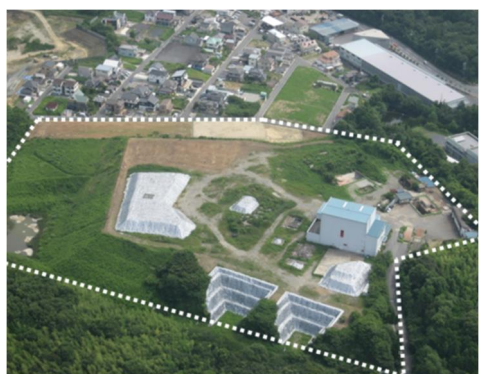
(3) 空中写真



平成 12 年（2000 年）



平成 18 年（2006 年）



平成 22 年（2010 年）



平成 25 年（2013 年）

サンプル



平成 26 年 (2014 年)



平成 27 年 (2015 年)



平成 28 年 (2016 年)



平成 29 年 (2017 年)



平成 30 年 (2018 年)



令和 2 年 (2020 年)



令和 3 年 (2021 年)